

「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」

第1回策定委員会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和2年7月9日(木) 午後2時40分～午後3時50分

場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉

出席者 小川会長、庄司委員、鈴木委員、松本委員、佐野委員、佐藤委員、
亀田委員、南波委員、蛭川委員、橘委員、森委員、天沼委員

次 第 1. 開 会

2. 委員委嘱および紹介

3. 事務局紹介・挨拶

4. 会長選任

5. 議 事

(1) 第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画
の策定について

(2) 策定スケジュールについて

(3) その他

6. 閉 会

<議事要旨>

開会時刻 午後2時40分

障害者福祉課長

これより「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」の第1回策定委員会を開会いたします。終了時刻は、午後3時40分を予定しております。よろしく願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

- 資料確認 -

障害者福祉課長

続きまして、策定委員の委嘱でございますが、あらかじめ皆様のお席に委嘱状をお配りしておりますのでご確認いただきたいと思います。

- 委嘱状の確認 -

それでは、12名の委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の席次の順にお名前をご紹介いたしますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

- 委員紹介・挨拶 -

障害者福祉課長

皆様、ありがとうございました。

引き続き事務局のご紹介をさせていただきますが、関係部署の課長、係長も出席させていただいております。大変失礼と存じますが、席次の配付をもって紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

また、今回この計画を策定するに当たりまして、株式会社サーベイリサーチセンターの職員がオブザーバーとして同席しております。よろしくをお願いいたします。

それでは福祉部長と健康部長を委員としてご紹介させていただきます。一言ご挨拶をお願い申し上げます。

- 福祉部長挨拶 -

- 健康部長挨拶 -

障害者福祉課長

皆様、ありがとうございました。

それでは会長の選任をさせていただきたく存じます。本来でしたら委員の皆様からの互選によるところですが、もし皆様からのご了解がいただければ、事務局からご提案をさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

- 拍手により承認 -

障害者福祉課長

それでは、前回もお引き受けいただきましたが、江戸川区障害認定審査会、また江戸川区地域自立支援協議会の会長でもある江戸川区医師会副会長の小川委員に、策定委員会の会長をお願いしたいと存じます。皆様いかがでしょうか。

- 拍手により承認 -

障害者福祉課長

満場一致でありがとうございます。皆様にご承認いただきましたので、小川委員に会長をお願いしたく存じます。

それでは会長、お席を移っていただいてよろしいでしょうか。

- 会長席へ移動 -

障害者福祉課長

それでは会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

- 会長挨拶 -

障害者福祉課長

会長、ありがとうございます。皆様におかれましても、本当にご多用のところ、委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。

それではここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長

改めましてよろしくお願いいたします。限られた時間内で有意義な会議にできるよう、議事進行において、皆様のご協力をお願いいたします。

本日の委員会は、公開として傍聴者の希望を募っております。事務局からご報告をお願いいたします。

障害者福祉課計画係長

江戸川区ホームページにおいて、傍聴者の希望を募り、6名の方からお申込みをいただきました。本日6名の方がロビーでお待ちになられております。なお、1名の方は介助者が付き添います。皆様のご了解をいただければ入場していただきます。傍聴の方への配付資料ですが、本日皆様にお配りしている資料のうち、資料1から資料8は傍聴者の方にもお配りしたいと考えております。いかがでしょうか。

会長

ただいま、事務局より傍聴について説明がありました。皆様、よろしいでしょうか。

- 委員承認 -

会長

それでは、傍聴の方にご入室いただきたいと思います。お願いします。

- 傍聴者入場 -

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事「(1) 第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の策定について」に入ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

江戸川区地域自立支援協議会の委員と重なること、公募委員の方にも江戸川区地域自立支援協議会を傍聴していただいたこともあり、説明を割愛することがありますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは資料1「第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の策定について」をご覧ください。

まず「1 計画の位置づけ」です。第5期江戸川区障害福祉計画は今年度が最終年次となりましたので、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第6期江戸川区障害福祉計画、児童に関しては第2期江戸川区障害児福祉計画を策定することになりました。

裏面の2ページ「2 策定の考え方」をご覧ください。この計画は、基本指針に即して、「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性を同一にして策定して参ります。

資料2「障害者手帳所持者数の状況」ですが、こちらは先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

資料3「第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画策定のための基礎調査結果報告書(概要)」をご覧ください。

この調査は住民基本台帳から障害手帳をお持ちの方を無作為に抽出した1,500名の方に令和元年10月から11月にかけて実施いたしました。回答数は988件で、回答率は65.9%でした。

アンケートの調査結果ですが、本人の属性としては、全体で回答をいただいた方のうち「65歳以上」の方が41.1%となります。同居者は「父母」が36.0%、主な介助者、支援者もやはり「父母」という状況であり、今後とも親亡き後の支援が課題となります。

2ページ、「(3) 相談や情報入手について」です。相談相手が「いる」は53.7%、「いない」は39.8%です。相談で不便を感じている理由のうち、「相談先が限られている」は10.2%ですが、一方で「特に不便を感じることはない」という意見も55.0%と

なっております。

「(6) 趣味の活動や地域の活動について」です。外出頻度は「ほぼ毎日」が47.3%となっており、なごみの家の利用状況では「利用したことがある」が5.0%で、「聞いたことはあるが利用したことはない」が36.9%、この2つを合わせても認知度は41.9%となっております。障害の方も利用できる施設であるという周知が今後とも必要になると思われ、また、過去1年間のスポーツの実施頻度としては「週に3日以上」が13.9%、「週に1日以上」が17.5%となっており、この2つを合わせたスポーツをすると回答された方は31.4%です。江戸川区では誰もがスポーツを楽しむことができる環境を目指して、令和2年10月には東京パラリンピックの22競技ができる宣言を実施する予定ですので、そうした内容も盛り込んでいきたいと思っております。

次の3ページ、「(7) 障害福祉サービスの利用等について」です。サービスを「利用している」は30.8%、「利用したことがない」は41.5%となっております。利用時の困り事や不便では「何が利用できるのかわからない」が約3割、「サービスに関する情報が少ない」が22.9%となっております。

「(8) 災害時の対応について」では、大規模災害発生時の困り事や不安なこととして、「自宅で避難したいが水や食料が入手できるか」が40.1%で最も多くなっております。このことから、自助・共助・公助ということも周知していく必要があると思っております。

「(9) 障害者差別について」では、障害者差別解消法を「知っている」が7.8%、「聞いたことはある」が17.3%、「知らない」が67.8%となっております。当事者であっても知らない状況が多く、障害者差別解消法の周知など、障害理解の促進が課題であることがわかっております。また、障害を理由に差別されていると感じる場面では、「特になし」が53.5%となっております。

「(10) 現在の暮らしと今後のことについて」では、江戸川区での暮らしの満足度として「満足」が31.0%、「やや満足」が15.4%、これらを合わせた満足度は46.4%となっており、満足度が高い結果になっているかと思っております。また、将来の暮らしの希望では、「今の家族と暮らしたい」が49.1%で半数近くとなっております。

最後に、「(11) 今後区の障害者(児)福祉で充実させていくこと」では、「いつでも気軽に相談できる窓口」が39.1%で最も多くなっております。今後、なごみの家が身近な相談窓口としての役割が期待されることです。2番目としては、調査の時期や、毎年のように大規模災害が発生している状況ですので「地震や台風など災害時の支援」が29.7%となっており、災害対策への関心が多くなっていることから、福祉避難所等の整備が課題となっております。

概要は以上です。後ほど、冊子の詳細結果をご覧になっていただきたいと思います。

続きまして、資料4をご覧下さい。「共生社会の実現に向けた今後の取り組み」ということで、国の基本指針と、江戸川区の共生社会の実現に向けた取り組みは合致しているところだと思っております。今後、江戸川区では令和3年4月の施行に向けて「(仮称)共生社会推進条例」を、今後、議会にもお諮りしていくこととなると思われ、

次に、2100年までの長期的ビジョンとして「(仮称)共生社会ビジョン」を、令和3年度末までに策定します。

また、「(仮称)共生社会=SDGsビジョン」を、2030年までに実現するため、具体的な施策をパッケージ化します。

この「(仮称)共生社会推進条例」の施行開始に伴い、そのパッケージと調和して、私どもの第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画を展開していくこととなります。

資料5「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて」は先ほど、新しい部分の成果目標をご説明させていただきましたので、説明は割愛いたしますが、こうした基本指針に即して江戸川区の実情、実績、ニーズを勘案して、成果目標や区としてのサービス量を設定していくこととなります。

続いて、資料6「第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画成果目標案【国の基本指針】」です。

今回の計画は、国の基本指針において成果目標を7つ掲げております。成果目標1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」ということで、今回は6%以上を地域生活へ移行すること、また、令和5年度末時点の福祉施設入所者数を令和元年度末から1.6%以上削減することを目標としています。令和元年度末の入所者数の6%だと25名以上を地域生活へ移行するという目標となります。一方、重度化、高齢化により入所者数は増加しております。この目標値の設定は計画策定時に現状をよく鑑み、検討する必要があると思います。

成果目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。こちらの指針は東京都で把握している数値で、東京都で取り組むものが多く含まれております。「(1)退院後1年以内の地域での平均生活日数の平均を316日以上とする」、「(2)令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する」、「(3)精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とする」ということで、(1)の地域で長く生活できるようにという目標は、今回新たに設定されております。この項目については精神保健係等との連携を図って成果目標を設定していきたいと思っております。東京都との連携によって入院中の精神障害者の地域移行の促進に努めていくこととなります。

成果目標3「地域生活支援拠点等の整備」ということで、第5期に引き続き1カ所以上の確保となります。面的整備を目指していくために検討を行っていききたいと思っております。

裏面、成果目標4「福祉施設から一般就労への移行等」です。「(1)令和5年度中に福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上とする」ことを目標として、併せて新たに就労移行支援や就労継続支援A型及びB型それぞれに係る移行者数の目標値を定めることとなりました。さらに「(2)令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

のうち7割以上が就労定着支援事業を利用する」ことにより定着を図っていくということです。「(3) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする」ことを目標としています。障害者就労支援センターや健康部と連携を図って成果目標を設定していきたいと思っています。

成果目標5「障害児支援の提供体制の整備等」です。重層的な地域支援体制の構築を目指すために「(1) 令和5年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上設置する」、「(2) 令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する」ことを目標とします。「(3) 令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する」、「(4) 令和5年度末までに医療的ケア児支援の保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場を設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する」ことを目標としており、「コーディネーターを配置する」というところが新たな目標となっています。この(1)から(3)は、目標値は達成しているところですが、(4)の協議の場の設置のために現在、医療的ケアを必要とする方々にアンケート調査や懇談会の開催等を検討しているところであり、関係部署と連携を図っていきたいと思います。コーディネーターの資格をお持ちの方もいらっしゃるので、そちらの活用も併せて検討してまいりたいと思います。

成果目標6「相談支援体制の充実・強化」では、「令和5年度末までに総合的、専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する」ことを目標としています。こちらは新たに設定されました。私は日々業務に携わる中で、相談支援専門員の力がかなり頼りになると実感しておりますので、強化を図っていくことで、よりよいサービスが受けられる基本となるのではないかと思います。江戸川区には基幹相談支援センターはないのですが、そうした機能を持たせるために、今後さまざまなものを活用していきたいと思っています。

成果目標7「障害福祉サービス等の質の向上」です。利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取り組みとして、障害福祉サービス等の質の向上の取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標としています。こちらも新たに設定されました。障害者福祉課事業者調整係では指導・検査をしているところです。質の向上を図るためにどのようなことをしていくかということ計画に盛り込んでいきたいと思っています。

続きまして、資料7「第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画構成案」をご覧ください。

第2章では江戸川区の現況を、第3章では「共生社会の実現に向けた今後の取り組み」、第4章では「計画に関する成果目標の設定とサービス量の見込み」などを盛り込んでいて、「共生社会に向けた区の主な取り組み」ということで、基礎調査結果報告書にあるように、障害者差別解消に向けた取り組みや、スポーツや文化活動への参加促進、防災対策なども盛り込んでいけるとよいと思っております。

裏面をご覧ください。「障害福祉サービス等の見込量の設定」のイメージを示しております。今年度は介護保険事業計画の策定期間にもなりますので、そちらとも連携を

図っていきたいと思っています。以上です。

会長

ただいま、事務局より計画策定のご説明がありました。質問や意見があればよろしくお願ひいたします。

委員

資料を拝見しながら、私としても大変心躍る計画をお聞かせいただいたと思っています。特に資料6の裏面、成果目標5の(4)「医療的ケア児支援の保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場を設置」とあります。これは非常に画期的な話だと思っています。今、医療的ケア児の教育を巡る課題ですが、小学校1年生として入学してきた医療的ケア児に対する学校での医療的ケアの開始が非常に遅いということがあげられています。教育と福祉との連携によるコーディネーターの配置ということで、打破できないかと夢を抱いているところです。ぜひそのような取り組みを盛り込めるとよいと思ったところです。本当に期待しております。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。委員の方々から他に何かございますか。

私からですが、この基礎調査結果を拝見させていただいて、抜粋した内容で多少疑問に感じたことがいくつかありました。結果報告書の冊子では障害種別のクロス集計結果等さらに掘り下げて深く書いてあるので、この資料3の概要だけでは疑問に感じた点も、結果報告書の冊子を見るときなるほどそういうことかとわかります。従って、「ある/ない」といった結果だけで短絡的に判断するのではなく、その結果となった詳しい中身を見て考えていくことが必要だと思いました。勉強になりました。

皆様方からは何かご意見ございませんか。

委員

相談支援専門員の事業者の連合体が行っている具体的な内容を、第6期障害福祉計画に盛り込むことを検討していただきたいと思います。

会長

ありがとうございます。

その他に何かご意見ございますか。

委員

私は前回も委員として参加させていただいたのですが、この策定委員会というのは区の方の期待と、障害当事者、ご家族、支援者、行政職員、その責任を相当感じながら、今回もまた出席させていただいています。就労支援に関しては、ある程度私の方でも国や都、また区内の状況のお話ができるので、就労の部分でお話したいと思います。

まず目標を立てることと、その中身がどうあるかということで、目標は必ず必要かと思いますが、その中身をきちんと分析する必要があるのではないかと思います。この計画を見ていました。

私たち障害者就労支援センターでは、指定管理者をスタートして2年目のときには、就職移行者は16名でした。月1人以上一般企業への送り出しをしたので、職員には達成感がありました。

障害者就労支援センターに限らず、東京都内の他の就労支援センターでも同様の状況が起きていました。3年目のときに、職員全員に16人の就職者の状況を分析するよう伝えたところ、3つのパターンが分析されました。1つ目が支援者の力によるもの、2つ目がそもそも利用者本人に力があつたこと、3つ目が時代の力に乗っていったことです。障害者総合支援法が施行されていくなかで、一般就労への送り出しはかなり強化されました。今は働き続けることがどうあるべきか、大事なことは就労移行の中で、本人のアセスメントと企業のアセスメントと、適正なジョブマッチングができることです。そうすれば確実に半年から1年で就労定着ができると思います。もし本人が支援を利用せずに就職して企業も積極的に迎え入れた場合、本人としては思い描いていたものと違うということで、おそらく半年も持たないでしょう。定着率というのはジョブマッチングや就労移行事業所に通う段階から、すでに決まっているのではないかと思います。

就労移行支援の利用者は従来、就労継続支援A型・B型施設の利用者や、地域の中に潜在的にいた層だと思えます。しかし、今の就労移行支援の利用者は、離職して、また一般就労に向けてチャレンジしたいという方がより多く利用していると思えます。愛の手帳相談係や、身体障害者相談係、健康部ではニーズは把握していると思えます。就労移行支援を利用した一般就労は、国では、訓練して送り出していることを想定していると思えますが、離職した方がその経験をもとに、再度適切なサービスを利用するということは、必要な知識・技能の習得によって一般就労に送り出しをするということになります。その方にとって、一般就労を目指すためによりよいサービスとは何かということが、福祉の窓口や相談支援、就労支援でも求められています。現在地域で働ける人は一般就労していると思えますが、今申し上げたような、離職した方を含めると、成果目標は達成できるのではないかと思います。就労移行支援事業所

では、その方の一般就労への思いをきちんと見定め、ヒアリングする力が求められていると感じていました。現在の傾向は、そのような方たちの利用がつながってきているためではないかということ、補足しておきたいと思います。

会長

ありがとうございます。

委員

資料6の成果目標6「相談支援体制の充実・強化」ですが、私は今、相談支援専門員として従事させてもらっており、事業所会議や先輩専門員の話聞き、さまざまなアセスメントなどをさせてもらっています。私たちは、相談支援の大本になる基幹支援相談センターの設置を求めています。初任者研修を受けたら皆さん必ず相談員になるわけではなく、むしろ相談員になれる方は少ないと思います。ただ、初めて相談員になられた方々はとても不安だと思うので、できれば江戸川区にも基幹相談支援センターの設置をお願いしたいと思っています。

もう1点、施設入所者の待機人数が、かなり増えている傾向にあると思います。もちろん障害者の方の意見として、家族と暮らしたいという数字は半数あって、家族と暮らせれば安心なのですが、親が亡くなった後、子どもたちは本当に一人で路頭に迷ってしまいます。その場合、施設に入所ということになりますが、今現在で言うとグループホームに入れるお子さんたちもいますが、重度の方は施設に入所という道を選択するしかないのです。ただ、地域の福祉サービスを利用している人数が半分以下というところで、少し驚いたのですが、福祉サービスをもっと皆さんに知っていただき、利用していただくことで、親が亡くなっても地域で暮らし続けられるような、江戸川区のしくみを整えていただきたいと思います。

会長

ありがとうございます。

委員

今、えがおの家に通所していますので、親としては安心で、とても良い施設であることに感謝しております。しかし、親が病気をしたり、あるいは亡くなったりした場合のことを思うと、とても不安でいっぱいになります。そこで第2の障害者支援ハウスをつくっていただきたいというのが本当の願いです。支援ハウスができた当初は非常事態の際に短期入所の利用が可能でしたが、今は申し込んでもいっばいで、緊急時にも利用ができない状況です。ぜひ第2の障害者支援ハウスをつくっていただきたい

いと思います。

先ほどもお話にありました親亡き後のことですが、地域の中で今後も安心して住み続けさせてあげたいと思っても、区内に入所するところがなかったり、かなり遠方であったりすると、親としてはとても不安です。国の制度では都内にはもうつくらないということですが、江戸川区にぜひ大型の入所施設をつくって下さるよう切にお願いいたします。無理なお願いでしょうけれども、ぜひともご検討をよろしくお願いしたいと思います。

会長

他には何かございますか。

委員

今のお話にはすごく複雑な気持ちになりました。施設をつくってほしいと訴えるのは、自分の子どもをずっと地域で暮らさせてあげたいとがんばってきた親御さんなのですが、老いを重ね、この先自分たちがいなくなったら、子どもが地域で暮らすことができないと言うのは、地域というものを信用していないから、施設をつくってほしいと求めるのだということを経験、講演会で聞いたことがあります。それは親御さんの気持ちを考えたら、地域はもっとがんばれという話の内容だったと思います。親御さんが亡くなっても地域で暮らしていけるようヘルパーを増やすとか、日中の多様な活動の場を増やすとか、理想を語るのはいくらでもできるのですが、実際に人材のことを考えると難しいことがたくさんあるので、それも心苦しいと思っています。

計画のことについて、資料6の成果目標6「相談支援体制の充実・強化」について、先ほどご指摘のあった意見と重複するのですが、江戸川区の相談支援事業所は協議会を設置して、積極的に横のネットワークを持とうと一生懸命努力されており、優秀な相談支援専門員の方が多いと思います。東京都に協力している相談員の方も多数いらっしゃいます。そのように他の地域と交流をしていると、基幹相談支援センターがある地域とない地域とでは現場をサポートする体制と、相談支援専門員の安心感が違うと感じます。相談支援専門員は“地域のソーシャルワーカーであれ”と研修等でよく言われます。そうすると、さまざまな地域課題を見つけなさいということも言われ、年数回研修を受けるわけです。つまりその課題とは、この地域に不足しているものや、あればよりよくなるというものは、当事者や家族はもちろんのこと、相談支援専門員もその情報を共有することです。当事者と家族だけでは、あったらよいで終わったしまうものでも、相談支援専門員が入ることによって実現させていける道筋をつくるのも仕事だと言われています。そのような地域課題は地域自立支援協議会に言えばよいと言われているのですが、地域自立支援協議会も地域によってそれぞれです。

実際に具体的な課題をどこで共有するのかということですが、部会を有効活用している自治体や地域が多いです。江戸川区にはまだ部会はありません。基幹相談支援セ

ンターをつくるというのも現場の相談支援専門員として、現場を回していくのに必要なものであり、一方で、地域自立支援協議会の部会があることで、さらに現場の相談支援専門員が気づいた課題などを共有し、計画に反映されていくという流れが出てくると聞いています。従って、相談支援体制の充実というのは、事業所や相談支援専門員の数、利用者の数を増やすということと併せて、いかように相談支援専門員を有効活用していくかということにも計画が及ぶとよいと思います。

最後に質問ですが、成果目標3の「地域生活支援拠点等の整備」で、地域生活支援拠点とは具体的にどのようなものを指しているのか教えて下さい。

障害者福祉課長

会長、よろしいでしょうか。

会長

どうぞ。

障害者福祉課長

障害者の方が地域で暮らすために、さまざまな相談場所や支援する場が複合的に地域にあることが面的整備であり、若しくは1つのところですべて賄えるものがあるかも知れませんが、そのような地域共生に向けての拠点ということで認識しています。

委員

それは今、江戸川区にはないということですか。

障害者福祉課長

これについては、どのような時点で「あります」と言うか、であると私どもは思っています。いろいろな整備はそれぞれなされておりますので、今の状態でも十分にあると考えております。

委員

すでにそういう相談機能を持っている拠点を強化するというとも考えておられるということですか。

障害者福祉課長

はい。

会長

ありがとうございます。

時間も迫ってきたのでよろしいでしょうか。本当に皆さんからいろいろな件に関して有意義なご意見、ご質問をいただきました。何点か焦点も絞られていくのかと思っています。令和5年度まで、これからいろいろと検討する課題かと思いますので、事務局の方、よろしく願いいたします。

次の議事に移ります。「(2) 策定スケジュールについて」ご説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

それでは資料8「第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画策定スケジュール(案)」をご覧ください。

今回を第1回としまして、次回が11月5日木曜日、そのあとパブリックコメントを実施しまして、第3回は来年2月を予定しております。その後、印刷・製本いたしまして、4月には公表できるよう準備を進めて参りたいと思います。

会長

ただいま、事務局より策定スケジュールの説明がありました。何かご質問等ございますか。

委員

この策定委員会はあと2回のみで、おそらく最後の3回目は皆さんで最終案を確認することになると思うのですが、2回目に素案が出てきたところで、意見を申しあげれば計画に反映されるのでしょうか、それともその前に、第5期障害福祉計画を踏まえて、今回の第6期の計画に反映してほしい意見というのは、私たちからお伝えしてもよろしいのでしょうか。

会長

その辺りについて、事務局どうですか。

障害者福祉課長

第2回の委員会で計画案を示させていただきます。そこでいただく意見や、パブリ

ックコメントで寄せられた意見を含めて最終案をまとめていきます。場合によっては途中で委員の皆さまに案をお示しすることもあるかも知れませんが、このまま進めさせていただくこともあろうかと思えます。

障害者福祉課計画係長

11月5日に計画案をお示ししますので、その案に基づいてご意見を承るという形になります。そのあとにパブリックコメントという流れで考えています。

委員

今、皆さんからいろいろご意見をいただきました。出した意見がどうなったのかというのは、皆さんとしてはとても懸念されるところだと思います。それに関しては1回ごと、私たち区の事務局の考えと、計画へどのように反映したかという説明を、第5期策定時も行っていましたので、同様に行っていきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。

次の議題「(3)その他」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

障害者福祉課計画係長

先ほどの今後のスケジュールでもご説明させていただきましたが、第2回の策定委員会は11月5日木曜日、開催時間は未定ですが午後を予定しております。なお、会場が変更になりまして、総合文化センター2階会議室で開催させていただきます。お間違いないようよろしくお願いいたします。また、ご予約をお願いしたいと思えます。詳細が決まりましたら、事務局より開催通知を送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。

会長

ただいま事務局から説明があった通り、第2回の策定委員会は11月5日木曜日、総合文化センター2階会議室で開催いたします。ご予約下さるようお願いいたします。

それでは皆様のご協力により第1回策定委員会は無事終了することができました。令和3年度から江戸川区における障害者及び障害児の福祉施策の方向性を決める重要な委員会でございます。今後とも皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、第1回策定委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会時刻 午後 3 時 5 0 分